

広島県告示第38号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年1月28日

小用港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

1 竣功認可年月日

平成28年1月20日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯崎 英彦

3 埋立区域

(1) 位置

(第1工区)

江田島市江田島町小用三丁目8615番5から8599番23に至る間の地先公有水面

(2) 区域

(第1工区)

次の各地点を順次結んだ線及び1の地点と47の地点を結んだ線により囲まれた区域。

1の地点 広島県江田島市江田島町字古鷹山7607番1の国土地理院二等三角点「江田島」（北緯34度15分31秒1505，東経132度28分42秒0159，標高376.01m）から111度59分31秒 1,688.30mの地点

2の地点 1の地点から 141度36分49秒 5.75mの地点

3の地点 2の地点から 231度49分30秒 3.12mの地点

4の地点 3の地点から 141度49分11秒 34.61mの地点

5の地点 4の地点から 231度40分03秒 7.35mの地点

6の地点 5の地点から 321度48分49秒 3.11mの地点

7の地点 6の地点から 231度49分12秒 146.36mの地点

8の地点 7の地点から 321度49分13秒 48.83mの地点

9の地点 8の地点から 223度23分29秒 0.83mの地点

10の地点 9の地点から 223度19分26秒 9.91mの地点

11の地点 10の地点から 222度48分49秒 9.91mの地点

12の地点 11の地点から 222度23分00秒 5.65mの地点

13の地点 12の地点から 222度01分40秒 5.75mの地点

14の地点	13の地点から	219度25分27秒	8.42mの地点
15の地点	14の地点から	218度53分30秒	9.91mの地点
16の地点	15の地点から	218度19分30秒	9.91mの地点
17の地点	16の地点から	217度45分13秒	5.34mの地点
18の地点	17の地点から	329度16分57秒	7.22mの地点
19の地点	18の地点から	328度21分36秒	5.98mの地点
20の地点	19の地点から	327度55分16秒	3.87mの地点
21の地点	20の地点から	314度41分02秒	1.79mの地点
22の地点	21の地点から	38度02分58秒	4.23mの地点
23の地点	22の地点から	38度36分09秒	10.00mの地点
24の地点	23の地点から	39度11分04秒	5.06mの地点
25の地点	24の地点から	39度11分04秒	4.29mの地点
26の地点	25の地点から	39度40分19秒	4.27mの地点
27の地点	26の地点から	38度28分08秒	5.85mの地点
28の地点	27の地点から	39度21分52秒	5.75mの地点
29の地点	28の地点から	39度21分48秒	4.52mの地点
30の地点	29の地点から	145度02分27秒	4.99mの地点
31の地点	30の地点から	150度37分55秒	1.52mの地点
32の地点	31の地点から	113度57分45秒	0.49mの地点
33の地点	32の地点から	68度11分55秒	0.80mの地点
34の地点	33の地点から	153度26分06秒	0.22mの地点
35の地点	34の地点から	152度32分18秒	4.65mの地点
36の地点	35の地点から	62度23分56秒	32.50mの地点
37の地点	36の地点から	62度12分08秒	20.33mの地点
38の地点	37の地点から	62度28分32秒	20.35mの地点
39の地点	38の地点から	62度41分57秒	5.29mの地点
40の地点	39の地点から	141度12分38秒	9.18mの地点
41の地点	40の地点から	68度59分14秒	7.51mの地点
42の地点	41の地点から	47度21分47秒	7.54mの地点
43の地点	42の地点から	47度36分33秒	20.05mの地点
44の地点	43の地点から	47度16分35秒	20.06mの地点
45の地点	44の地点から	47度24分15秒	20.05mの地点
46の地点	45の地点から	47度18分42秒	11.00mの地点
47の地点	46の地点から	34度54分11秒	9.43mの地点

(3) 面積

(第1工区)

6,333.17平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年4月25日 広島県告示第402号

(平成25年4月16日付け指令港振第11号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

江田島市